特集

所得税 住民税 の申告

2月16日(水)～3月15日(火)（土・日および祝日を除く）は 申告・相談受付期間

●所得税の確定申告に関する問い合わせ　東金税務署　☎0475(52)3121
●住民税の申告に関する問い合わせ　税務課市民税班　☎0475(70)0321

※市で行う申告相談会場は、中央公民館1階講堂および農村環境改善センターいずみの里です（農村環境改善センターいずみの里について、2月21日(月)、2月28日(月)、3月7日(月)～3月11日(金)は申告相談を実施しませんので、ご注意ください）。

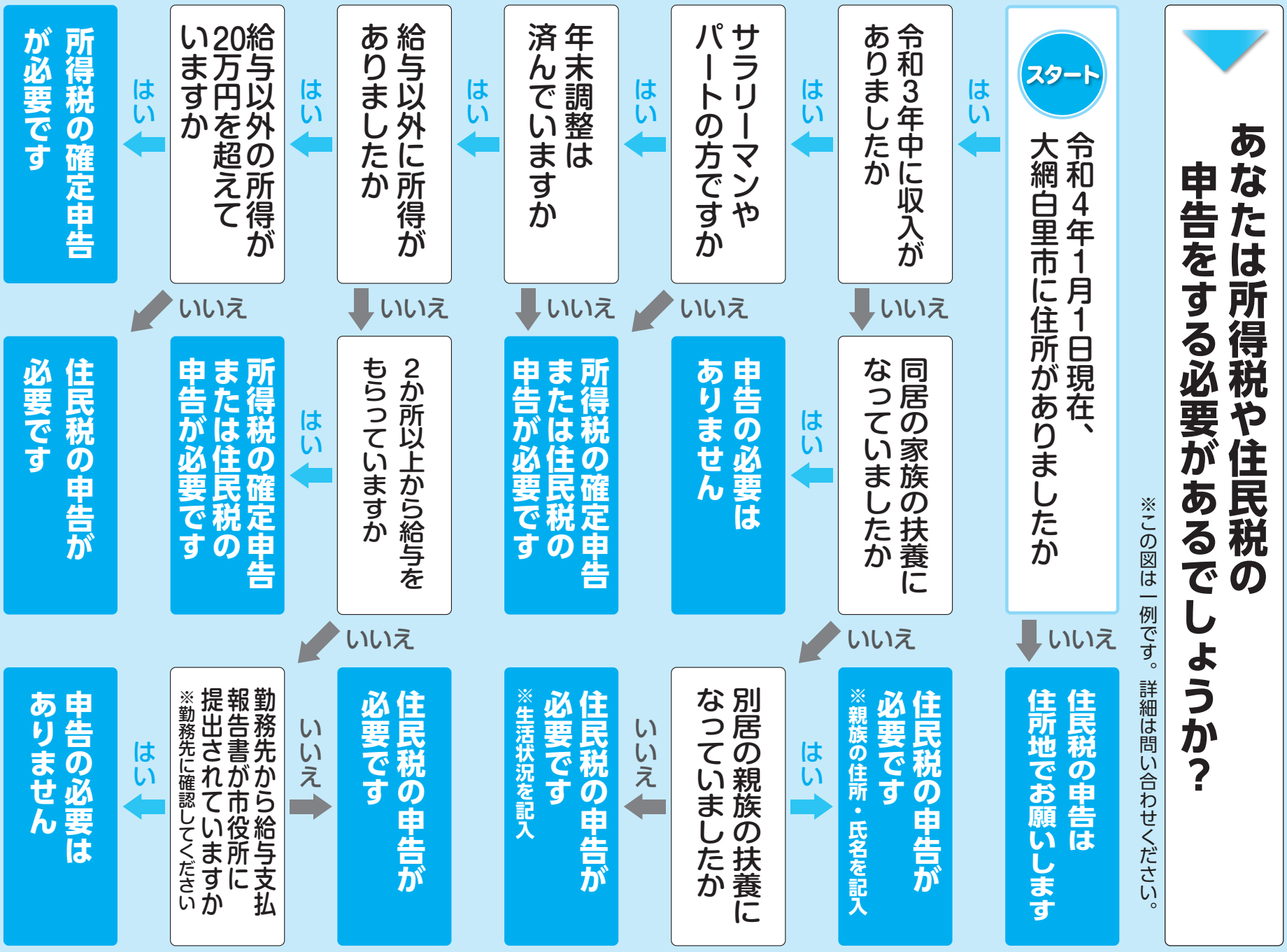

新型コロナウイルス感染拡大防止対策

◇電子申告または郵送提出のお願い

・所得税の確定申告を行う方は、自宅のパソコンやスマートフォンから「マイナンバーカード方式」または「ID・パスワード方式」によるe-Tax申告へのご協力をお願いします。
詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。
・住民税申告を行う方は、郵送での提出にご協力をお願いします。住民税申告書の必要な方は税務課市民税班までご連絡ください（申告書と返信用封筒を郵送します）。

◇市で行う申告相談会場での対応

・来庁の際は、必ずマスクを着用の上、入口等での手指消毒にご協力をお願いします。
申告相談会場への入場の際に検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。発熱等の症状のある方や体調のすぐれない方は、来場を控えてください。

所得税の申告が必要な方

①令和3年分の各種所得金額の合計が配偶者控除・扶養控除・基礎控除・そのほかの所得控除の合計額を超える次のような方
・商売をしている方（商工業・農業・自由業等の事業から生ずる収入のある方）
・土地・建物などの賃貸料や権利金等の収入のある方
・土地や建物などを売った方
②給与収入がある次の方
・給与の収入金額が2，000万円を超える方
・給与以外の所得が20万円を超える方
・給与を2か所以上から受けている方
③令和3年の途中で退職した後、就職をせず、年末調整を受けなかった方

還付申告をする方

給与所得者のうち、年末調整により納税が完了していて、次に該当する方は、確定申告をすると税金の還付が受けられます。
※年末調整ですでに控除されている場合は除きます。
①マイホームを10年以上のローンで取得した場合（住宅借入金等特別控除）
②多額の医療費を支払った場合（医療費控除）
③災害や盗難にあった場合（雑損控除）
また、公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告書の提出を要しない方でも、所得税の還付を受ける場合は確定申告書の提出が必要です。

白色申告の方も収支内訳書の添付を

白色申告をする方の中で、事業所得（営業・農業）および不動産所得のある方は、令和3年分の確定申告書を提出するときに、その年の総収入金額や必要経費の内容を記載した「収支内訳書」を添付しなければなりません。
申告する際は、事前に「収支内訳書」を作成してください。

申告に必要なもの

①マイナンバーカード（お持ちでない方は通知カード（氏名、住所などに変更が無い場合、または正しく変更手続きが取られている場合に限る）と運転免許証等顔写真付身分証明書
②給与・年金所得者は源泉徴収票
③事業（営業・農業）所得および不動産所得のある方は、作成済みの収支内訳書
④医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書
※領収書の添付では受付不可。
⑤国民健康保険・国民年金・介護保険・任意継続社会保険の支払いのある方は領収書
※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構や各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。
⑥生命保険料・地震保険料などがある方は保険料控除証明書
⑦寄附金控除のある方は証明書
⑧令和3年中に10年以上のローンでマイホームを取得し、住宅借入金等特別控除を受ける方は、購入者本人の住民票・登記事項証明書・売買契約書または請負契約書（写し）・金融機関の年末残高等証明書、計算明細書（税務署・市税務課にあります）など
⑨障害者控除を受ける場合は障害者手帳など
⑩金融機関の口座番号の分かるもの

申告書にはマイナンバーの記載が必要です

確定申告書や住民税申告書等には、マイナンバー（個人番号）の記載が必要です。
申告書を提出する際に本人確認を行いますので、申告する本人の確認書類の提示または写しの添付が必要です。